

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令

(昭和四十九年三月五日)

(通商産業省令第十八号)

消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)及び消費生活用製品安全法施行令(昭和四十九年政令第四十八号)に基づき、並びに同法を実施するため、通商産業省関係特定製品の安全基準等に関する省令を次のように制定する。

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令

(平一一通産令一九五・平一一通産令三八六・改称)

## 目次

第一章	総則(第一条・第二条)
第二章	基準及び販売の制限(第三条・第四条)
第三章	事業の届出等(第五条 第二十二條)
第四章	検査機関の登録(第二十三條 第二十七條)
第五章	国内登録検査機関(第二十八條 第三十二條)
第六章	外国登録検査機関(第三十三條 第三十七條)
第七章	雑則(第三十八條 第五十一條)
附則	

## 第一章 総則

(平一一通産令一九五・章名追加)

### (定義)

第一条 この省令において使用する用語は、消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号。以下「法」という。)及び消費生活用製品安全法施行令(昭和四十九年政令第四十八号。以下「令」という。)において使用する用語の例による。

### (適用)

第二条 この省令は、特定製品のうち令別表第一に掲げるもの及び令別表第二に掲げるものについて適用する。

(昭五〇通産令五五・昭五八通産令一・昭六一通産令二五・平七通産令五八・一部改正)

## 第二章 基準及び販売の制限

(平一一通産令一九五・章名追加)

### (技術上の基準)

第三条 法第三条の主務省令で定める技術上の基準は、別表第一の特定製品の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げるとおりとする。

(平一一通産令一九五・全改)

### (販売等に係る例外の届出等)

第四条 法第四条第二項第一号の届出をしようとする者は、様式第一による届出書に当該特定製品が輸出用のものであることを証する書面を添えて経済産業大臣(令第十五条第一項に規定する者にあつてはその者の当該工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同条第二項に規定する者にあつてはその者の当該事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長)に提出しなければならない。

2 法第四条第二項第二号の承認を受けようとする者は、様式第二による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の承認の申請があつた場合において必要があると認めるときは、申請者に対し、当該申請に係る特定製品の見本品又は検査記録の提出を求めることができる。

(平一一通産令一九五・全改、平一一通産令三八六・一部改正)

### 第三章 事業の届出等

(平一一通産令一九五・章名追加)

#### (特定製品の区分)

第五条 法第六条の主務省令で定める特定製品の区分は、別表第一の特定製品の区分の欄に掲げるとおりとする。

(平一一通産令一九五・全改)

#### (事業の届出)

第六条 法第六条の規定により事業の届出をしようとする者は、様式第三による届出書を経済産業大臣(令第十五条第三項に規定する者にあつてはその者の当該工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長、同条第四項に規定する者にあつてはその者の当該事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長。第八条第一項、第九条、第十一条及び第十二条において同じ。)に提出しなければならない。

(平一一通産令一九五・全改、平一一通産令三八六・一部改正)

#### (型式の区分)

第七条 法第六条第二号の主務省令で定める型式の区分は、別表第二の特定製品の区分の欄に掲げるものについて、それぞれ同表の型式の区分の欄において材質等の区分として掲げるとおりとする。この場合において、要素が二以上ある特定製品については、それぞれの材質等の区分として掲げる区分の一をすべての要素について組み合わせたものごとに一の型式の区分とする。

(平一一通産令一九五・全改)

#### (承継の届出)

第八条 法第七条第二項の規定により届出事業者の地位の承継の届

出をしようとする者は、様式第四による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次の書面を添付しなければならない。

一 法第七条第一項の規定により届出に係る事業の全部を譲り受けて、届出事業者の地位を承継した者にあつては、様式第五による書面

二 法第七条第一項の規定により届出事業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第六による書面及び戸籍謄本

三 法第七条第一項の規定により届出事業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第七による書面及び戸籍謄本

四 法第七条第一項の規定により合併によつて届出事業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記簿の謄本

五 法第七条第一項の規定により分割によつて届出事業者の地位を承継した法人にあつては、様式第七の二による書面及びその法人の登記簿の謄本

(平一一通産令一九五・全改、平一一通産令三八六・平一三経産令九九・一部改正)

#### (変更の届出)

第九条 法第八条の規定により事業の届出事項の変更の届出をしようとする者は、様式第八による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(平一一通産令一九五・全改、平一一通産令三八六・一部改正)

#### (軽微な変更)

第十条 法第八条ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、届出事業者が法人であるときの、法人の代表者の氏名の変更とする。

(平一一通産令一九五・全改)

(廃止の届出)

第十一条 法第九条の規定により事業の廃止の届出をしようとする者は、様式第九による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(平一一通産令一九五・全改、平一一通産令三八六・一部改正)

(届出事項に係る情報の提供)

第十二条 法第十条の規定により情報の提供の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 請求をしようとする情報の概要

(平一一通産令一九五・全改、平一一通産令三八六・一部改正)

(基準適合義務に係る例外の届出等)

第十三条 法第十一条第一項第一号の届出については第四条第一項の規定を、法第十一条第一項第二号の承認の申請については第四条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第十五条第一項」とあるのは「第十五条第三項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第四項」と読み替えるものとする。

(平一一通産令一九五・全改)

(検査の方式等)

第十四条 法第十一条第二項の規定により、届出事業者は、その製造又は輸入に係る特定製品(同条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。以下この条において同じ。)について、別表第一の特定製品の区分ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げる技術上の基準への適合を確認す

るために適切と認められる方法による検査を行わなければならない。

2 法第十一条第二項の規定により届出事業者が検査記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 特定製品の区分並びに構造、材質及び性能の概要

二 検査を行った年月日及び場所

三 検査を実施した者の氏名

四 検査を行った特定製品の数量

五 検査の方法

六 検査の結果

3 法第十一条第二項の規定により検査記録を保存しなければならない期間は、検査の日から三年とする。

(平一一通産令一九五・全改)

(電磁的方法による保存)

第十五条 法第十一条第二項に規定する検査記録は、前条第二項各号に掲げる事項を電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第三十二条において同じ。)により記録することにより作成し、保存することができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、同項の検査記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

3 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(平一一通産令一九五・全改、平一一通産令三八六・一部改正)

(法第六条第四号の措置の基準)

第十六条 法第十一条第三項の法第六条第四号の措置に関し主務省令で定める基準は、届出事業者が、その製造し、又は輸入する当

該特定製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について生じた損害を賠償することによつて生ずる損失を被害者一人当たり一千万円以上かつ年間三千万円以上を限度額としててん補することを内容とする損害賠償責任保険契約の被保険者となつていゝることとする。

(平一一通産令一九五・全改)

(証明書と同等なもの)

第十七条 法第十二条第一項に規定する同条第二項の証明書と同等なものとして主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 届出事業者が輸入しようとする特別特定製品の型式について、他の届出事業者が国内登録検査機関又は外国登録検査機関から交付を受けた法第十二条第二項の証明書に係る型式と同一の型式の区分に属し、かつ、同一の製造事業者に係るものである旨の国内登録検査機関又は外国登録検査機関による確認を受けたときは、当該他の届出事業者が当該証明書の交付を受けた日から起算して特別特定製品ごとに同条第一項の政令で定める期間を経過する日までの間は、その確認を受けた書面
- 二 前号に掲げるもののほか、経済産業大臣が同等なものとして特に認めるもの

(平一一通産令一九五・全改、平一一通産令三八六・平一六経産令二五・一部改正)

(法第十二条第一項第二号の主務省令で定めるもの)

第十八条 法第十二条第一項第二号の主務省令で定めるものは、品質管理に関する事項とする。

(平一一通産令一九五・全改)

(適合性検査の方法)

第十九条 法第十二条第二項の主務省令で定める検査の方法は、次の各号に掲げるものごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- 一 法第十二条第一項第一号に掲げるもの 特別特定製品について、第三条の技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法
- 二 法第十二条第一項第二号に掲げるもの 試験用の特別特定製品について第三条の技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法及び検査設備及び前条で定めるものについてその適合性検査に係る届出事業者の工場又は事業場における次条各号に掲げる基準への適合を確認するために適切と認められる方法

(平一一通産令一九五・全改)

(法第十二条第二項の主務省令で定める基準)

- 第二十条 法第十二条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 別表第三の検査設備の欄に掲げる検査設備ごとにそれぞれ同表の検査設備の基準の欄に掲げるもの
  - 二 別表第四の品質管理に関する事項の欄に掲げる事項ごとにそれぞれ同表の基準の欄に掲げるもの

(平一一通産令一九五・全改)

(証明書の記載事項)

第二十一条 法第十二条第二項の証明書の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 国内登録検査機関又は外国登録検査機関の名称
- 二 申請者の氏名又は名称及び住所
- 三 特別特定製品の型式の区分
- 四 特別特定製品の製造番号及び製造期間(法第十二条第一項第

一号に係るものに限る。)

五 特別特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地  
(輸入事業者にあつては、当該特別特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所)

六 検査の方法

七 法第三条の主務省令で定める技術上の基準及び法第十二条第二項の主務省令で定める基準(法第十二条第一項第二号に係るものに限る。)(に適合している旨)

八 証明書の交付年月日

(平一一通産令一九五・追加、平一六経産令二五・一部改正)

(表示)

第二十二条 法第十三条の主務省令で定める方式は、次の各号に掲げる表示を、別表第五の特定製品の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の表示の方法の欄に掲げる方法により表示する方式とする。

一 別表第五第一号、第五号及び第六号の特定製品の区分に属する特定製品にあつては、別表第六に定める様式の表示

二 別表第五第二号から第四号までの特定製品の区分に属する特定製品にあつては、別表第七に定める様式の表示

(平一一通産令一九五・追加、平一三経産令六・平一五経産令六六・一部改正)

第四章 検査機関の登録

(平一一通産令一九五・追加、平一六経産令二五・改称)

(登録の区分)

第二十三条 法第十六条第一項の主務省令で定める特別特定製品の区分は、次のとおりとする。

一 乳幼児用ベッド

二 携帯用レーザー応用装置

三 浴槽用温水循環器

(平一一通産令一九五・追加、平一三経産令六・平一三経産令一三・平一五経産令六六・平一五経産令一三〇・一部改正)

(登録の申請)

第二十四条 法第十六条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、様式第十による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 登記簿の抄本又はこれに準ずるもの

二 申請者が法第十七条各号の規定に該当しないことを説明した書面

三 申請者が法第十八条第一項各号の規定に適合することを説明した書類

(平一一通産令一九五・追加、平一一通産令三八六・平一三経産令一一三・平一五経産令一三〇・一部改正)

第二十五条及び第二十六条 削除

(平一五経産令一三〇)

(登録の更新の手続)

第二十七条 法第十九条第一項の規定により、国内登録検査機関又は外国登録検査機関が登録の更新を受けようとする場合は、第二十三条及び第二十四条の規定を準用する。

(平一一通産令一九五・追加、平一六経産令二五・一部改正)

第五章 国内登録検査機関

(平一六経産令二五・章名追加)

(事業所の変更の届出)

第二十八条 国内登録検査機関は、法第二十一条の規定により事業所の所在地の変更の届出をするときは、様式第十一による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(平一一通産令一九五・追加、平一二通産令三八六・平一六経産令二五・一部改正)

(業務規程)

第二十九条 国内登録検査機関は、法第二十二條第一項の規定により業務規程の届出をするときは、適合性検査の業務を開始しようとする日の二週間前までに、様式第十二による届出書に業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第二十二條第一項後段の規定による業務規程の変更の届出に準用する。

3 法第二十二條第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 適合性検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
  - 二 適合性検査の業務を行う場所に関する事項
  - 三 検査員の配置に関する事項
  - 四 適合性検査に係る料金の算定に関する事項
  - 五 適合性検査に関する証明書の交付に関する事項
  - 六 検査員の選任及び解任に関する事項
  - 七 適合性検査の申請書の保存に関する事項
  - 八 適合性検査の方法に関する事項
  - 九 他の事業者には適合性検査の一部又は全部を委託する場合は、当該事業者の名称及び所在地並びに委託する適合性検査の内容
  - 十 前各号に掲げるもののほか、適合性検査の業務に関し必要な事項
- (平一一通産令一九五・追加、平一二通産令三八六・平一五経産令一三〇・平一六経産令二五・一部改正)

(業務の休廃止)

第三十条 国内登録検査機関は、法第二十三條の規定により適合性検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をするときは、様式第十三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(平一二通産令一九五・追加、平一二通産令三八六・平一六経産令二五・一部改正)

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第三十条の二 法第二十四條第二項第三号の主務省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第二十四條第二項第四号の主務省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、国内登録検査機関が定めるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
  - 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- (平一六経産令二五・追加)

(帳簿)

第三十一条 法第二十八條の主務省令で定める事項は次のとおりとする。

- 一 適合性検査を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 適合性検査の申請を受けた年月日

三 適合性検査の申請に係る品目及び当該品目に係る法第六条第二号の主務省令で定める型式の区分

四 適合性検査を行った特別特定製品の品名並びに構造、材質及び性能の概要

五 適合性検査を行った年月日

六 適合性検査を実施した検査員の氏名

七 適合性検査の概要及び結果

2 国内登録検査機関は、前項各号に掲げる事項を帳簿に記載するときは、特別特定製品ごと及び法第十二条第一項各号に掲げるものごとに区分して、記載しなければならない。

3 法第二十八条の規定により帳簿を保存しなければならない期間は、記載の日から三年とする。

(平一一通産令一九五・追加、平一六経産令二五・一部改正)

(電磁的方法による保存)

第三十二条 前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第二十八条(法第三十条第二項において準用する場合を含む。)に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(平一一通産令一九五・追加、平一一通産令三八六・一部改正)

第六章 外国登録検査機関

(平一一通産令一九五・追加、平一六経産令二五・旧第五章繰下・改称)

第三十三条 削除

(平一五経産令一三〇)

(国内登録検査機関に係る規定の準用)

第三十四条 第二十八条から第三十二条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。この場合において、第二十八条中「法第二十一条」とあるのは「法第三十条第二項において準用する法第二十一条」と、第二十九条中「法第二十二条」とあるのは「法第三十条第二項において準用する法第二十二条」と、第三十条中「法第二十三条」とあるのは「法第三十条第二項において準用する法第二十三条」と、第三十一条中「法第二十八条」とあるのは「法第三十条第二項において準用する法第二十八条」と読み替えるものとする。

(平一一通産令一九五・追加、平一五経産令一三〇・平一六経産令二五・一部改正)

(旅費の額)

第三十五条 令第八条の旅費の額に相当する額(以下「旅費相当額」という。)は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第一百四十四号。以下「旅費法」という。)の規定の例により計算した旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

(平一一通産令一九五・追加、平一三経産令一一三・一部改正)

(在勤官署の所在地)

第三十六条 旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目三番一号とする。

(平一一通産令一九五・追加)

(旅費の額の計算に係る細目)

第三十七条 旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

2 検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所又は事業所ごとに三日として旅費相当額を計算する。

3 旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

4 主務大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

5 機構が、旅費法第四十六条第一項の規定の例により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

(平一一通産令一九五・追加、平一三経産令一一三・一部改正)

## 第七章 雑則

(平一一通産令一九五・追加、平一六経産令二五・旧第六章線下)

(立入検査の証明書)

第三十八条 法第四十一条第二項の規定により職員が立入検査をする場合における同条第三項の証明書は、様式第十四によるものとする。

2 法第四十一条第四項の規定により機構の職員が同条第一項又は第二項の規定による立入検査をする場合における同条第七項の証明書は、様式第十四の二によるものとする。

(平一一通産令一九五・追加、平一三経産令一一三・一部改正)

(聴聞の参考人)

第三十九条 聴聞の主宰者は、必要があると認めるときは、行政庁の職員、学識経験のある者その他の参考人に対し、聴聞に関する手続に参加することを求めることができる。

(平一一通産令一九五・追加)

(聴聞の期日又は場所の変更)

第四十条 行政庁が行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の通知をした場合(同条第三項の規定により通知をした場合を含む。)において、当事者は、やむを得ない理由があるときには、行政庁に対し、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

2 行政庁は、前項の申出により、又は職権により、聴聞の期日又は場所を変更することができる。

3 行政庁は、前項の規定により聴聞の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を当事者、参加人(その時までに行行政手続法第十七条第一項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。)及び参考人(その時まで以前条の求めを受諾している者に限る。)に通知しなければならない。

(平一一通産令一九五・追加)

(関係人の参加許可の手続)

第四十一条 行政手続法第十七条第一項の規定による許可の申請については、自らを利害関係人として当該聴聞手続に参加しようとする者は、聴聞の期日の十四日前までに、その氏名、住所及び当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。

2 主宰者は、前項の許可をしたときは、速やかに、その旨を当該申請をした者に通知しなければならない。

(平一一通産令一九五・追加)

(文書等の閲覧の手続)

第四十二条 行政手続法第十八条第一項の規定による閲覧の求めについては、当事者又は当該不利益処分がされた場合に自己の利益が害されることとなる参加人(以下この条において「当事者等」と総称する。)は、その氏名、住所及び閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を行政庁に提出してこれを行うものとする。ただし、聴聞の期日における審理の進行に依りて必要となつた場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。

2 行政庁は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知しなければならぬ。この場合において、行政庁は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないよう配慮するものとする。

3 行政庁は、聴聞の期日における審理の進行に依りて必要となつた資料の閲覧の求めがあつた場合に、当該審理において閲覧させることができないとき(行政手続法第十八条第一項後段の規定による拒否の場合を除く。)は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならぬ。この場合において、主宰者は、行政手続法第二十二條第一項の規定に基づき、当該閲覧の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

(平一一通産令一九五・追加)

(主宰者の指名及び変更)

第四十三条 行政手続法第十九条第一項の規定による主宰者の指名は、聴聞の時までに行うものとする。

2 行政庁は、行政手続法第十五条第一項の書面においては、同項各号列記の事項に加えて、聴聞の主宰者の氏名及び職名を教示しなければならない。

3 行政庁は、職権により、主宰者を変更することができる。

4 主宰者が行政手続法第十九条第二項各号のいずれかに該当する

に至つたときは、行政庁は、速やかに、主宰者を変更しなければならない。

5 行政庁は、前二項の規定により主宰者を変更したときは、速やかに、その旨を当事者、参加人(その時までに行政手続法第十七条第一項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。)及び参考人(その時までに行政手続法第三十九条の求めを受諾している者に限る。)に通知しなければならない。

(平一一通産令一九五・追加)

(聴聞事務補助者)

第四十四条 主宰者は、聴聞事務補助者を指名し、聴聞の期日における審理にこれを出席させ、聴聞の主宰に関する事務を補助させることができる。

2 行政手続法第十九条第二項の規定は、聴聞事務補助者について準用する。

(平一一通産令一九五・追加)

(補佐人の出頭許可の手続)

第四十五条 行政手続法第二十条第三項の規定による許可の申請については、当事者又は参加人は、聴聞の期日の七日前までに、補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。ただし、行政手続法第二十二條第二項(行政手続法第二十五条後段において準用する場合を含む。)の規定により通知をされた聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であつて既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りではない。

2 主宰者は、補佐人の出頭を許可したときは、速やかに、その旨を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

3 補佐人の陳述は、当該当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、自ら陳述したものと見なす。

(平一一通産令一九五・追加)

(聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持)

第四十六条 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述又は証拠書類等の提出を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の審理の秩序を維持するため、聴聞の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ぜることその他適当な措置を採ることができる。

(平一一通産令一九五・追加)

(聴聞の期日における審理の公開)

第四十七条 行政庁は、行政手続法第二十条第六項の規定により聴聞の期日における審理の公開を相当と認めるときは、聴聞の期日、場所及び事案の内容を公示するものとする。この場合において、行政庁は、当事者、参加人(その時までに行行政手続法第十七条第一項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。)及び参考人(その時まで)に第三十九条の求めを受諾している者に限る。)に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

2 前項前段の規定は、法令の規定により聴聞の期日における審理を公開とするものについて準用する。

(平一一通産令一九五・追加)

(陳述書の提出の方法)

第四十八条 行政手続法第二十一条第一項の規定による陳述書の提出は、提出する者の氏名、住所、聴聞の件名及び当該聴聞に係る不利益処分の原因となる事実及び当該事案の内容についての意見を記載した書面により行うものとする。

(平一一通産令一九五・追加)

(聴聞調書及び報告書の記載事項)

第四十九条 聴聞調書には、次に掲げる事項(聴聞の期日における審理が行われなかつた場合においては、第四号に掲げる事項を除く。)を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

一 聴聞の件名

二 聴聞の期日及び場所

三 主宰者の氏名及び職名

四 聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人並びにこれらの者の代理人及び補佐人(以下この項及び第三項において「当事者等」と総称する。)並びに参考人(行政庁の職員であるものを除く。)の氏名及び住所並びに参考人(行政庁の職員であるものに限る。)の氏名及び職名

五 聴聞の期日に出頭しなかつた当事者等の氏名及び住所並びに当該当事者等のうち当事者及びその代理人については出頭しなかつたことについての正当な理由の有無

六 当事者等及び参考人の陳述の要旨(提出された陳述書における意見の陳述を含む。)

七 証拠書類等の標目

八 その他参考となるべき事項

2 聴聞調書には、書面、図画、写真その他主宰者が相当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

3 報告書には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

一 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張

二 前号の主張に理由があるか否かについての主宰者の意見

三 前号の意見についての理由

(平一一通産令一九五・追加)

(聴聞調書及び報告書の閲覧の手続)

第五十条 行政手続法第二十四条第四項の規定による閲覧の求めに

ついで、当事者又は参加人は、その氏名、住所及び閲覧をしようとする聴聞調書又は報告書の件名を記載した書面を、聴聞の終結前にあつては聴聞の主宰者に、聴聞の終結後にあつては行政庁に提出してこれを行うものとする。

2 主宰者又は行政庁は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

(平一一通産令一九五・追加)

(適合性検査についての申請)

第五十一条 法第五十一条第一項の規定により申請をしようとする者は、様式第十五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第五十一条第四項において準用する同条第一項の規定による申請に準用する。

(平一一通産令一九五・追加、平一一通産令三八六・一部改正)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四九年一一月七日通商産業省令第九一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年六月七日通商産業省令第五五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年一一月二五日通商産業省令第一二二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年四月六日通商産業省令第一七号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の家庭用の圧力なべ及び圧力がま(内容積が十リットル以下のものであつて、〇・一キログラム毎平方センチメートル以上のゲージ圧力で使用するよう設計したものに限り、)の項の改正規定並びに別表第六の改正規定については、公布の日から起算して一月を経過する日から施行する。

附 則 (昭和五四年一一月七日通商産業省令第一一三二号)

この省令は、昭和五十五年三月一日から施行する。

附 則 (昭和五六年六月一日通商産業省令第三二二二号)

この省令は、昭和五十七年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 別表第一及び別表第六中金属製バット(野球用又はソフトボール用のものに限り、)の項の改正規定並びに別表第一及び別表第六中登山用ロープ(身体確保用のものに限り、)の項の改正規定 昭和五十六年九月一日

二 別表第一及び別表第六中ローラスケート(前部及び後部にそれぞれ二個の車輪を並列に取り付けたものに限るものとし、くつが装着される部分の最大の長さが十八センチメートル未満のもので車輪にベアリングを用いていないものを除く、)の項の改正規定並びに別表第七の改正規定 昭和五十六年十二月一日

附 則（昭和五八年一月六日通商産業省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年七月三〇日通商産業省令第三九号）

この省令は、外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十七号）の施行の日（昭和五十八年八月一日）から施行する。

附 則（昭和五八年一〇月二八日通商産業省令第六六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月一〇日通商産業省令第九二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年二月一五日通商産業省令第九号）

この省令は、昭和五十九年五月一日から施行する。

附 則（昭和六一年五月三〇日通商産業省令第二五号）

この省令は、許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律第十条の規定（消費生活用製品安全法別表の改正規定を除く。）の施行の日（昭和六十一年六月二十日）から施行する。

附 則（昭和六一年九月三〇日通商産業省令第四三号）

この省令は、昭和六十一年十月一日から施行する。

附 則（昭和六二年一月五日通商産業省令第六七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年三月一九日通商産業省令第五号）

1 この省令は、平成三年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成七年六月二七日通商産業省令第五八号）

この省令は、平成八年一月一日から施行する。

附 則（平成九年三月二七日通商産業省令第三九号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年三月三一日／農林水産省／通商産業省／令第五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則（平成一二年九月二六日通商産業省令第一九五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十二年十月一日から施行する。

(処分等の効力)

第二条 この省令の施行前にこの省令の規定による改正前の通商産業省関係特定製品の安全基準等に関する省令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この省令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この省令の規定による改正後の省令の相当の規定によつてしたものとみなす。

附 則 (平成一二年二月一八日通商産業省令第三八六号)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一三年一月三一日経済産業省令第六号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の規定による改正後の経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令(以下「新省令」という。)(別表第一の5・携帯用レーザー応用装置(レーザー光(可視光線に限る。))を外部に照射して文字又は図形を表示することを目的として設計したものに限る。)(の項の技術上の基準の欄中(二)の要件は、この省令の施行の日から三月間は、適用しない。

第三条 この省令の施行の日から起算して一月を経過するまでの間に限り、消費生活用製品安全法施行令(昭和四十九年政令第四十八号)別表第二の二の項の上欄に掲げる別特定製品(以下「追加別特定製品」という。)(に係る認定検査機関が消費生活用製品安全法(以下「法」という。)(第二十一条第一項の届出(同項後段

の変更の届出を含む。)(をする場合における新省令第二十九条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)(の適用については、同条第一項中「二週間」とあるのは、「三日」とする。

2 この省令の施行の日から起算して一月を経過するまでの間に限り、追加別特定製品に係る承認検査機関が法第二十九条第二項において準用する法第二十二条第一項の届出(法第二十九条第二項において準用する法第二十一条第一項後段の変更の届出を含む。)(をする場合における新省令第三十四条において準用する新省令第二十九条第一項(新省令第三十四条において準用する新省令第二十九条第二項において準用する場合を含む。)(の適用については、同条第一項中「二週間」とあるのは、「三日」とする。

附 則 (平成一三年三月二九日経済産業省令第九九号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、商法等の一部を改正する法律及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一三年三月三〇日経済産業省令第一一三号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年五月一日経済産業省令第一五八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一三年七月二日経済産業省令第一八一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年一二月二六日経済産業省令第二四二号）

この省令は、平成十三年十二月二十八日から施行する。ただし、第五十五条の次に一条を加える改正規定（第五十六条第五項第二号に係る部分に限る。）は、平成十四年三月一日から施行する。

附 則（平成一五年三月三一日経済産業省令第四三三号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年五月一六日経済産業省令第六六号）

この省令は、平成十五年八月一日から施行する。ただし、第二十三条第二号の次に一号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年九月三〇日経済産業省令第一三〇号）

この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則（平成一六年二月二七日経済産業省令第二五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

（消費生活用製品安全法第十二条第一項に規定する認定検査機関を認定する省令等の廃止）

第二条 次に掲げる省令は、廃止する。

- 一 消費生活用製品安全法第十二条第一項に規定する認定検査機関を認定する省令（平成十三年経済産業省令第百十一号）

二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第四十七条第一項に規定する認定検査機関を認定する省令（平成十三年経済産業省令第百十二号）

三 電気用品安全法第九条第一項に規定する認定検査機関等を認定又は承認する省令（平成十三年経済産業省令第百六十号）

附則（平成一九年四月五日経済産業省令三六号）

この省令は、平成一九年五月一四日から施行する。



別表第 1(第 3 条、第 5 条、第 14 条第 1 項関係)

(平 12 通産令 195・全改、平 12 通産令 386・平 13 経産令 6・平 13 経産令 158・平 13 経産令 181・平 15 経産令 66・平 16 経産令 25・一部改正)

特定製品の区分	技術上の基準
<p>1. 乳幼児用ベッド (主として家庭において出生後 24 月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、揺動型のものを除く。以下「乳幼児用ベッド」という。)</p>	<p>1 手足を傷つけるおそれのある割れ、ばり、まくれ、ささくれ等がないこと。</p> <p>2(1) 各部は、ゆるみを生じないよう確実に組み立てることができること。</p> <p>(2) 可動部分は、円滑かつ確実に操作することができるものであること。</p> <p>3 床板は、使用時に容易にはずれないように確実に取り付けることができる構造を有すること。</p> <p>4 前枠が開閉式又はスライド式のものにあつては、乳幼児が容易にその前枠を開き、又は下げることができない構造を有すること。</p> <p>5 キャスターを有するものにあつては、可動防止のための措置が講じられていること。</p> <p>6 アクセサリーは、147.1 ニュートンの力で引っ張つたとき、異常が生じないように取り付けられていること。</p> <p>7 乳幼児が容易に枠を乗り越えて落下することがない構造を有すること。</p> <p>8 乳幼児の頭部が組子間及び枠とマットレスの間等に挟まれにくい構造を有すること。</p> <p>9 乳幼児の手足が挟まれにくい構造を有すること。</p> <p>10 乳幼児の指が挟まれにくい構造を有すること。</p> <p>11 乳幼児の衣服のひも等が引っ掛かりにくい構造を有すること。</p> <p>12 床板の中央部に 20 センチメートルの高さから</p>

10 キログラムの砂袋を連続して 250 回落下させたとき、各部に異状が生じないこと。

13 前枠、後枠及び妻枠の上さん中央部にそれぞれ 294.2 ニュートンの荷重を加えたとき、各部に異状が生じないこと。

14 組子の中央部を 147.1 ニュートンの力で引っ張ったとき、組子がはずれる等の異状が生じないこと。

15 前枠、後枠及び妻枠の上さん中央部をそれぞれ 196.1 ニュートンの力で引っ張ったとき、各部に異状が生じないこと。

16 床板前縁の中央部に 588.4 ニュートンの荷重を 10 分間連続して加えたとき、各部に異状が生じないこと。

17 枠にネット又は板を張っているものにあつては、そのネット又は板の中央部に 196.1 ニュートンの力を加えたとき、ネット又は板の破損等の異状が生じないこと。

18 妻枠の上さん中央部の外側面に 294.2 ニュートンの荷重を 30 回交互に繰り返し加えたとき妻枠の上さん中央部の変位量は 30 ミリメートル以下であり、また、各部に異状が生じないこと。

19 前枠、後枠及び妻枠の上さん中央部の内側面にそれぞれ 10 キログラムの砂袋により衝撃を加えたとき、各部に異状が生じないこと。

20(1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の

	<p>氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標(商標法(昭和 34 年法律第 127 号)第 2 条第 2 項の登録商標をいう。以下同じ。)をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示が、容易に消えない方法により適切に付されていること。</p>
<p>2. 登山用ロープ (身体確保用のものに限る。以下「登山用ロープ」という。)</p>	<p>1 すれ、傷その他の欠点がなく仕上げが良好であること。</p> <p>2 落下衝撃試験を行つたとき、初回にはロープの衝撃応力が、技術上の基準の欄の 4(2)の表示のあるものにあつては 7,845.3 ニュートン以下、その他のものにあつては 11,768.3 ニュートン以下であり、2 回目にはロープが切断しないこと。</p> <p>3 せん断衝撃試験を 3 回行つたとき、ロープのせん断衝撃力が、4(2)の表示があるものにあつてはいずれも 980.7 ニュートン以上、その他のものにあつてはいずれも 1,471.0 ニュートン以上であること。</p> <p>4(1) 届出事業者の氏名若しくは名称又は経済産業大臣の承認を受けた略号若しくは記号が容易に消えない方法により表示されていること。</p> <p>(2) 二つ折り又は 2 本で使用するものにあつては、1 / 2 の記号が容易に消えない方法により表示されていること。</p> <p>(3) 登山用ロープを安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示が容易に消えない方法により適切に付されていること。</p>

3. 家庭用の圧力なべ及び圧力がま  
(内容積が 10 リットル以下のものであつて、9.8 キロパスカル以上のゲージ圧力で使用するよう設計したものに限る。以下「家庭用の圧力なべ及び圧力がま」という。)

1(1) 本体とふたの着脱は円滑であること。

(2) 本体とふたとのはめ合わせが不完全な場合、蒸気が漏れる構造を有すること。

2(1) はめ合わせ方式がスライド方式のものにあつては、コック等の操作により蒸気を排出する装置を有し、その操作をした後でなければふたを開けることができない構造を有すること。

ただし、本体とふたとのはめ合わせ部分に油が付着している状態において、内部のゲージ圧力が 9.8 キロパスカルのとき、取っ手の先端部に加える 78.5 ニュートンの力により本体からふたが外れない構造のものにあつては、この限りでない。

(2) はめ合わせ方式が落としふた方式のものにあつては、ふたを押し下げて開くものについては 107.9 ニュートン、その他のものについては 19.6 ニュートンの鉛直方向の荷重を加え、ふたを開いたとき、内容物が飛散しないこと。

3(1) 取っ手は持ちやすい形状で、本体若しくはふたとの接合が確実にされているもの又は容易に、かつ、確実にできるものであること。

(2) 片手式のものには補助取っ手がついていること。

4 すわりは、良好であること。

5 手などを傷つけるおそれのあるばり及びまくれがないこと。

6(1) 圧力調整装置及び安全装置を有し、そのノズルは目詰まりしにくく、かつ、掃除がしや

	<p>すいこと。</p> <p>(2) 圧力調整装置のおもりは、脱落しにくい構造を有すること。</p> <p>(3) 安全装置は、作動時に直接外部に飛び出さない構造を有すること。</p> <p>7(1) 圧力調整装置は、円滑に作動すること。</p> <p>(2) 圧力調整装置が作動した場合における圧力なべ及び圧力がまの内部の最高ゲージ圧力(以下「使用最高圧力」という。)は 147.1 キロパスカル以下であること。</p> <p>8 安全装置は、使用最高圧力の 3 倍以下の圧力で作動し、この場合において、圧力なべ又は圧力がまの各部に異状がないこと。</p> <p>9 前項で確認した安全装置の作動圧力の 2 倍の内圧に 1 分間耐え、その圧力を取り去つた後、圧力なべ又は圧力がまの各部に異状がないこと。</p> <p>10 通常の使用状態において、取つ手の温度は室温プラス 40 度以下であること。</p> <p>11(1) 届出事業者の氏名若しくは名称又は経済産業大臣の承認を受けた略号若しくは記号が容易に消えない方法により表示されていること。</p> <p>(2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に付されていること。</p>
<p>4. 乗車用ヘルメット (自動二輪車又は原動機付自転車乗車用のものに限る。以下「乗車用ヘルメット」とい</p>	<p>1(1) 衝撃吸収ライナー、あごひも(ひも状以外のヘルメット保持具を含む。以下同じ。)及び着装体(帽体、衝撃吸収ライナー及びあごひも以外のものをいう。)は、皮膚に有害な影響を与えないものであつて、かつ、ぜい化、</p>

う。)

膨潤、軟化等の変化が生じないものであること。

(2) 金具類は、耐食性のもの又はさび止め処理を施したものであること。

2(1) 帽体の表面は固くなめらかであり、かつ、縁は丸みをもっているか又は縁巻きで覆われていること。

ただし、総排気量 0.125 リットル以下の自動二輪車又は原動機付自転車に乗車するときに限り使用するものである旨の表示をヘルメットの内面又は外面に容易に消えない方法により表示してあるヘルメットであつてハーフ形又はセミジェット形のもの(以下「小型自動二輪車等用ヘルメット」という。)にあつては、帽体の表面をレザー等で覆うことを妨げない。

(2) 帽体の日本工業規格 T8133(1994年)乗車用安全帽 5.2.1(2)に定める保護範囲を覆う部分の形状は、曲率半径 75 ミリメートル以上の連続した凸曲面であること。ただし、縁巻き及び風防の取付け等のための必要最小限の凹凸については、この限りでない。

また、保護範囲を覆う部分以外の形状は、凹凸が著しくないこと。

(3) 衝撃吸収ライナーは、日本工業規格 T8133(1994年)乗車用安全帽 5.2.2 に定める保護範囲を覆い、各部分の厚さがほぼ均一であり、かつ、帽体内面の曲面によく接着されていること。

ただし、適当な通気溝を設けることを妨げ

ない。

- (4) 帽体に表面に固定されたスナップその他の堅い突出物は、帽体の滑りを妨げることのないよう突出が十分小さいか、又は容易に外れる構造を有すること。

3(1) 着用者の頭部によくなじみ、かつ、頭部を傷つけるおそれがない構造を有すること。

- (2) 組立てが良好で、使用上支障のある傷、割れ、ひび、まくれ等がないこと。

- (3) 左右の視界が 105 度以上あり、かつ、上下の視界が十分とれること。

- (4) 風圧によりひさしがたれて視界を妨げることのない構造を有すること、また、走行中耳覆いが外れ、又は脱落することのない構造を有すること。

- (5) ひさしのあるヘルメットにあつては、ひさしと帽体が一体でないこと。

ただし、小型自動二輪車等用ヘルメットにあつては、この限りでない。

- (6) 著しく聴力をそこねることのない構造を有すること。

- (7) あごひもは、帽体に固定してあり、ヘルメットを頭部に確実に装着でき、かつ、チンナップが取り付けられていないこと。

4 質量は、頸部に負担がかからない適切な質量であること。

5 衝撃吸収性試験を行つたとき、次の表の(1)の欄に掲げる条件に適合すること。

ただし、小型自動二輪車等用ヘルメットにあつては、(2)の欄に掲げる条件に適合すること。

(1) 2,940メートル毎秒毎秒以上の衝撃加速度を生じないこと。

1,470メートル毎秒毎秒以上の衝撃加速度を生じたときは、その継続時間は4ミリ秒以下であること。

(2) 3,920メートル毎秒毎秒以上の衝撃加速度を生じないこと。

1,960メートル毎秒毎秒以上の衝撃加速度を生じた場合は、その継続時間は2ミリ秒以下であること。

1,470メートル毎秒毎秒以上の衝撃加速度を生じた場合は、その継続時間は4ミリ秒以下であること。

6 耐貫通性試験を行つたとき、落下させた鋼製ストライカの先端と試験用人頭との電氣的接觸がないこと。

7 あごひもの強さ試験を行つたとき、あごひもは加えられた荷重により25ミリメートル以上伸びず、かつ、取付け箇所からの脱落又は損傷の発生がないこと。

8(1) 届出事業者の氏名若しくは名称又は経済産業大臣の承認を受けた略号若しくは記号が容易に消えない方法により表示されていること。

(2) 総排気量0.125リットル以下の自動二輪車又は原動機付自転車に限り使用するものにあつては、その旨が容易に消えない方法により適切に表示されていること。

(3) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表

<p>5. 携帯用レーザー応用装置 (レーザー光(可視光線に限る。)を外部に照射して文字又は図形を表示することを目的として設計したものに限る。以下「携帯用レーザー応用装置」という。)</p>	<p>示されていること。</p> <p>1(1) 次に掲げる要件のいずれにも該当するもの (外形上玩具として使用されることが明らかなものを除く。)にあつては、日本工業規格 C6802(1998)レーザー製品の安全基準 3.15 クラス 1 レーザ製品又は 3.16 クラス 2 レーザ製品であること。ただし、単 3 形電池の体積の 2 倍を超える体積を有する電池を使用する場合には、及びの規定は、適用しない。</p> <p>全長が 8 センチメートル以上であること。</p> <p>質量(使用する電池の質量を含む。)が 40 グラム以上であること。</p> <p>使用する電池の形状が単 3 形、単 4 形又は単 5 形であること。</p> <p>使用する電池の数が 2 個以上であること。</p> <p>通電状態にあることを確認できる機能を有すること。</p> <p>(2) (1)のもの以外のものにあつては、日本工業規格 C6802(1998)レーザー製品の安全基準 3.15 クラス 1 レーザ製品(その放出持続時間が 9.3e)時間基準 3)を満たすものに限る。)であること。</p> <p>2 出力安定化回路を有すること。</p> <p>3 スイッチの通電状態を維持する機能を有さないこと。</p> <p>4(1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されている</p>
---	--

こと。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。

- (2) レーザー光をのぞきこまないこと、レーザー光を人に向けないこと(日本工業規格 C6802 (1998)レーザー製品の安全基準 3.15 クラス 1 レーザ製品(その放出持続時間が 9.3e(時間基準 3)を満たすものに限る。)のうち、カメラにおいてその焦点を自動的に調節することを目的とした装置の部品であつて、レーザー光を連続して照射する時間が 3 秒未満であるものを除く。)、1(1)のものにあつては子供に使わせないことその他の安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示が、容易に消えない方法により適切に付されていること。

6. 浴槽用温水循環器  
(主として家庭において使用することを目的として設計したものに  
限るものとし、水の吸  
入口と噴出口とが構造  
上一体となつているも  
のであつて専ら加熱の  
ために水を循環させる  
もの及び循環させるこ  
とができる水の最大の  
流量が 10 リットル毎

1 浴槽用温水循環器の吸入口は、次の(1)～(6)の欄に掲げる条件において 2 の欄に掲げる試験を 30 回実施した場合、そのすべてについて測定値が 20 ニュートン以下となるものであること。

- (1) 浴槽用温水循環器を設置に関する説明書に従つて設置し、通常動作に限定されたとおり水を入れること。
- (2) 2(1)及び(2)の毛髪(以下「試験用毛髪」という。)は、50 グラム及び 180 グラムの人間の毛髪を、直径 25 ミリメートルで長さ 300 ミリメートルの木製の棒に取り付けたものとし、その際、毛髪の固定されていない部分の

分未満のものを除く。  
以下「浴槽用温水循環器」という。)

長さは 400 ミリメートルとすること。

- (3) 試験用毛髪は、あらかじめ 2 分以上浴槽内の水につけておくこと。
- (4) 浴槽用温水循環器の吸入口に取り外し可能なカバーがある場合には、カバーを付した状態及び外した状態のそれぞれについて 2 の欄に掲げる試験を実施すること。
- (5) 浴槽用温水循環器の吸入口が複数ある場合には、それぞれについて 2 の欄に掲げる試験を実施すること。
- (6) 試験用毛髪は、もつれないようにしておくために、定期的にとかすこと。

2 試験は、試験用毛髪を吸入口に置いた上で、浴槽用温水循環器に定格電圧を供給し、浴槽用温水循環器の動作中に試験用毛髪を一方の側から他方の側へ 2.5 分間にわたって吸入口に吸い込まれるよう動かした上で、垂直の方向及び垂直より約 40 度の角度の方向に当該試験用毛髪が吸入口から離れるまで引っ張り、その力を測定する試験とする。ただし、試験に用いる試験用毛髪は、次の(1)及び(2)の欄に掲げる引っ張方向に応じ、それぞれ当該(1)及び(2)の欄に定めるものとする。

- (1) 垂直の方向 50 グラムの人間の毛髪を、直径 25 ミリメートルで長さ 300 ミリメートルの木製の棒に取り付けた毛髪
- (2) 垂直より約 40 度の方向 180 グラムの人間の毛髪を、直径 25 ミリメートルで長さ 300 ミリメートルの木製の棒に取り付けた毛髪(ただし、浴槽用温水循環器の吸入口に取り外し可能なカバーがある場合のカバーを外した状

	<p>態での試験においては、2(1)に掲げる毛髪)</p> <p>3(1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 吸入口に毛髪が吸い込まれるおそれがあるので注意すること、吸入口のカバー等がゆるんだ状態又は外れた状態で運転しないこと、運転中に浴槽内に潜らないこと、子供が入浴する際には十分注意することその他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示が、容易に消えない方法により適切に付されていること。</p>
--	--

別表第2(第7条関係)

(平12通産令195・全改、平13経産令6・平15経産令66・一部改正)

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
1. 乳幼児用ベッド	種類	(1) ベッド専用のもの (2) サークル兼用のもの (3) その他のもの
	本体の材質	(1) 木製のもの (2) 金属製のもの (3) その他のもの
	枠の構造	(1) 組子のもの (2) ネットのもの

		(3) その他のもの
	床板の材質	(1) 硬質繊維板製のもの (2) 合板製のもの (3) その他のもの
	床板の取付け方式	(1) 差込ピンに床板を置いた方式のもの (2) ボルトで床板を固定する方式のもの (3) 枠の上に床板を置いた方式のもの (4) その他のもの
	前枠の開閉機構	(1) 前開き式のもの (2) スライド式のもの (3) その他のもの
	キャスター	(1) あるもの (2) ないもの
	アクセサリ	(1) あるもの (2) ないもの
2. 登山用ロープ	構成	(1) 編みのもの (2) よりのもの (3) その他のもの
	材質	(1) 合成繊維のもの (2) その他のもの
	打ち方	(1) 3つ打ちのもの (2) 4つ打ちのもの (3) 8つ打ちのもの (4) 10打ちのもの (5) 12打ちのもの (6) 14打ちのもの (7) 16打ちのもの

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(8) 18 打ちのもの</li> <li>(9) 20 打ちのもの</li> <li>(10) 22 打ちのもの</li> <li>(11) 24 打ちのもの</li> <li>(12) 26 打ちのもの</li> <li>(13) 28 打ちのもの</li> <li>(14) 30 打ちのもの</li> <li>(15) 32 打ちのもの</li> <li>(16) 34 打ちのもの</li> <li>(17) 36 打ちのもの</li> <li>(18) 38 打ちのもの</li> <li>(19) 40 打ち以上のもの</li> </ul>
	呼び径	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 8.25 ミリメートル未満のもの</li> <li>(2) 8.25 ミリメートル以上 8.75 ミリメートル未満のもの</li> <li>(3) 8.75 ミリメートル以上 9.25 ミリメートル未満のもの</li> <li>(4) 9.25 ミリメートル以上 9.75 ミリメートル未満のもの</li> <li>(5) 9.75 ミリメートル以上 10.25 ミリメートル未満のもの</li> <li>(6) 10.25 ミリメートル以上 10.75 ミリメートル未満のもの</li> <li>(7) 10.75 ミリメートル以上 11.25 ミリメートル未満のもの</li> <li>(8) 11.25 ミリメートル以上 11.75 ミリメートル未満のもの</li> <li>(9) 11.75 ミリメートル以上のもの</li> </ul>
3. 家庭用の圧力 なべ及び圧力が	種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) なべ</li> <li>(2) かま</li> </ul>

ま

本体の材質	(1) アルミニウム合金鋳物製のもの (2) アルミニウム合金板製のもの (3) ステンレス鋼板製のもの (4) その他のもの
ふたの材質	(1) アルミニウム合金鋳物製のもの (2) アルミニウム合金板製のもの (3) ステンレス鋼板製のもの (4) その他のもの
取っ手の材質	(1) 合成樹脂製のもの (2) その他のもの
容量	(1) 4リットル未満のもの (2) 4リットル以上 7リットル未満のもの (3) 7リットル以上のもの
最高使用圧力	(1) 0.09メガパスカル未満のもの (2) 0.09メガパスカル以上 0.11メガパスカル未満のもの (3) 0.11メガパスカル以上のもの
はめ合わせ方式	(1) スライド方式のもの (2) 重ねぶた方式のもの (3) 落としぶた方式のもの (4) その他のもの
取っ手の形式	(1) 片手式のもの (2) 両手式のもの (3) その他のもの
取っ手の取付け方式	(1) リベットにより取っ手が接合されているもの (2) ボルトにより取っ手が接合さ

		<p>れているもの</p> <p>(3) 溶接により取っ手が接合されているもの</p> <p>(4) 取っ手が本体と一体になったもの</p> <p>(5) 取っ手が着脱可能なもの</p> <p>(6) その他のもの</p>
	圧力調整装置の機構	<p>(1) おもり式のもの</p> <p>(2) スプリング式のもの</p> <p>(3) その他のもの</p>
	安全装置の機構	<p>(1) スプリング式のもの</p> <p>(2) ゴムブッシュ式のもの</p> <p>(3) チップ式のもの</p> <p>(4) 温度ヒューズ式のもの</p> <p>(5) その他のもの</p>
4.乗車用ヘルメット	用途	<p>(1) 総排気量 0.125 リットル以下の自動二輪車又は原動機付自転車乗車用のもの</p> <p>(2) その他のもの</p>
	帽体の形状	<p>(1) ハーフ形のもの</p> <p>(2) セミジェット形のもの</p> <p>(3) ジェット形のもの</p> <p>(4) フルフェース形のもの</p>
	帽体の材質	<p>(1) 強化プラスチック製のもの</p> <p>(2) ABS樹脂製のもの</p> <p>(3) ポリカーボネイト製のもの</p> <p>(4) その他のもの</p>
	衝撃吸収ライナーの材質	<p>(1) 発泡スチロール製のもの</p> <p>(2) その他のもの</p>
	あごひもの材質	<p>(1) 天然繊維を主たる成分とする</p>

		<p>もの</p> <p>(2) 合成繊維を主たる成分とするもの</p> <p>(3) その他のもの</p>
	大きさ	<p>(1) ヘッドバンドの内周が 570 ミリメートル未満のもの</p> <p>(2) ヘッドバンドの内周が 570 ミリメートル以上 610 ミリメートル未満のもの</p> <p>(3) ヘッドバンドの内周が 610 ミリメートル以上のもの</p>
5. 携帯用レーザー 応用装置	形状	<p>(1) 外形上玩具として使用されることが明らかなもの</p> <p>(2) その他のもの</p>
	全長	<p>(1) 8センチメートル未満のもの</p> <p>(2) 8センチメートル以上のもの</p>
	質量(使用する電池の質量を含む。)	<p>(1) 40グラム未満のもの</p> <p>(2) 40グラム以上のもの</p>
	使用する電池の形状	<p>(1) 単3形のもの</p> <p>(2) 単4形のもの</p> <p>(3) 単5形のもの</p> <p>(4) ボタン形のもの</p> <p>(5) その他のもの</p>
	使用する電池の数	<p>(1) 1個のもの</p> <p>(2) 2個のもの</p> <p>(3) 3個のもの</p> <p>(4) 4個以上のもの</p>
	通電状態にあることを確認できる機能	<p>(1) あるもの</p> <p>(2) ないもの</p>

	レーザー光の種類	(1) 持続波のもの (2) パルスのもの
	レーザー光の色	(1) 赤色のもの (2) その他のもの
	表示する文字又は図形	(1) フィルターを用いて点以外の文字又は図形を表示できるもの (2) 振動装置を用いて点以外の図形を表示できるもの (3) 点のみを表示できるもの (4) その他のもの
6. 浴槽用温水循環器	吸入口	(1) 浴槽に吸入口があるもの (2) 浴槽に吸入口がないもの
	吸入口と噴出口の構造	(1) 一体のもの (2) その他のもの
	吸入口一口当たりの最大吸入能力	(1) 25リットル毎分未満のもの (2) 25リットル毎分以上 50リットル毎分未満のもの (3) 50リットル毎分以上 75リットル毎分未満のもの (4) 75リットル毎分以上 100リットル毎分未満のもの (5) 100リットル毎分以上のもの
	カバーの着脱方法	(1) 取り外しができないもの (2) 工具によらなければ取り外せないもの (3) 工具によらなくとも取り外しができるもの (4) カバーがないもの
	カバーの形状(カバーのあるものに)	(1) 多孔状のもの (2) スリット状のもの

	限る。)	(3) メッシュ状のもの (4) スリットとメッシュを複合したもの (5) プレートに間座を設けて取り付けられたもの (6) その他のもの
	カバーを取り外した時の運転停止機能(カバーのあるものに限る。)	(1) あるもの (2) ないもの

別表第3(第20条関係)

(平12通産令195・全改、平13経産令6・平15経産令66・平16経産令25・一部改正)

特定製品の区分	検査設備	検査設備の基準
1. 乳幼児用ベッド	構造試験設備	鋼製直尺(目盛の精度が1ミリメートル以上で、1メートルまで測定することができるもの)並びに直径が5ミリメートル、25ミリメートル及び85ミリメートルの通りゲージ及びノギス(100ミリメートルまで測定ができるもの)を備えていること。
	荷重試験設備	15キログラム、20キログラム及び30キログラムのおもり又はばねばかり(目盛の精度が4.9ニュートン以上で、294.2ニュートンまで測定することができるもの)を備え

	ていること。
<p>繰り返し落下衝撃試験設備</p> <p>ただし、繰り返し落下衝撃試験技術の状況により、試験を実施することが適切であると国内登録検査機関等が認める者に定期的に繰り返し落下衝撃試験を行わせるものとして国内登録検査機関等が認める者は、繰り返し落下衝撃試験設備を備えることを要しない。</p>	<p>繰り返し落下衝撃試験装置(砂袋をベッド上 20 センチメートルの高さから毎分 5 回以上 8 回以下の回数でベッド上に落下させることができるもの)及び 10 キログラムの砂袋(直径約 20 センチメートルのもの)を備えていること。</p>
側方荷重試験設備	側方荷重試験措置(左右妻枠の上さんの外側面に 294.2 ニュートン以上の荷重を交互に繰り返し加えることができるもの)及びばねばかり等(精度が 4.9 ニュートン以上で、294.2 ニュートンまで測定することができるもの)を備えていること。
衝撃試験設備	衝撃試験装置(砂袋を上さんの上方 1メートルの高さからつるし、上さんに 50 センチメートル離れた位置から衝撃を加えることができるもの)及び 10 キログラムの砂袋(直径約 20 センチメートルのも

		の)を備えていること。
2. 携帯用レーザー 応用装置	電圧試験設備	電圧計(測定精度が1ミリボルト以上で、10ボルトまで測定することができるもの)を備えていること。
	波長試験設備	波長測定装置(波長計(レーザー光の種類がパルスのものである場合にあつては分光計)であつて、測定精度が1ナノメートル以上で、かつ、400ナノメートル以上700ナノメートル以下の波長を測定することができるもの)を備えていること。
	光パワー試験設備	光パワーメータ(400ナノメートル以上700ナノメートル以下の波長を測定することができるものであつて、測定精度が10ナノワット以上で、かつ、10ミリワットまで測定することができるもの。ただし、レーザー光の種類がパルスのものである場合であつては、パルスの周波数に相当する感度を有しているもの。)を備えていること。
3. 浴槽用温水循環器	引張試験設備	引張試験機(測定した最大値を保持又は記録することができるものであつて、目盛りの精度が0.1ニュートン以上で、

	30 ニュートンまで測定できるもの)及び毛髪(50グラム及び180グラムの人間の毛髪を、直径25ミリメートルで長さ300ミリメートルの木製の棒に取り付けたものとし、その際、毛髪の固定されていない部分の長さは400ミリメートルとしたもの)。
--	---

別表第4(第20条関係)

(平12通産令195・全改)

品質管理に関する事項	基準
製品検査	製品の検査に関する規程が整備され、それに基づき検査が適切に行われていること。
検査設備管理	検査設備の管理に関する規程が整備され、それに基づき検査設備の管理が適切に行われていること。
資材の受入れ及び製造管理	資材の受入れ及び製造の管理に関する規程が整備され、それに基づき資材の受入れ及び製造の管理が適切に行われていること。
製造設備管理	製造設備の管理に関する規程が整備され、それに基づき製造設備の管理が適切に行われていること。
組織及び責任と権限	品質に影響する業務を管理し、実行し、又は検証する役職者の責任及び権限の分担が明確にされていること。

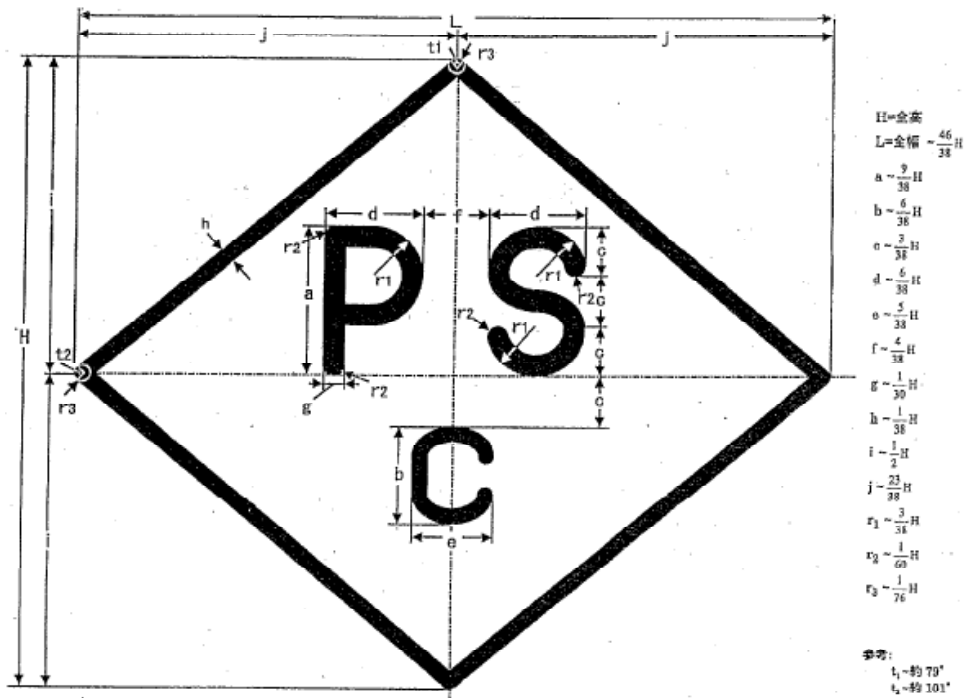
別表第5(第22条関係)

(平12通産令195・全改、平13経産令6・平15経産令66・一部改正)

番号	特定製品の区分	表示の方法
1	乳幼児用ベッド	ベッドの前枠又は妻枠の外表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
2	登山用ロープ	ロープの末端部の表面に容易に消えない方法で表示を付すること。
3	家庭用の圧力なべ及び圧力がま	本体、ふた又は取っ手の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
4	乗車用ヘルメット	ヘルメットの内面又は外面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
5	携帯用レーザー応用装置	レーザー応用装置の外面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
6	浴槽用温水循環器	操作パネルの外表面又は操作部の外表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。ただし、浴槽と一体式のものにあつては浴槽の外表面の見やすい箇所とすることができる。

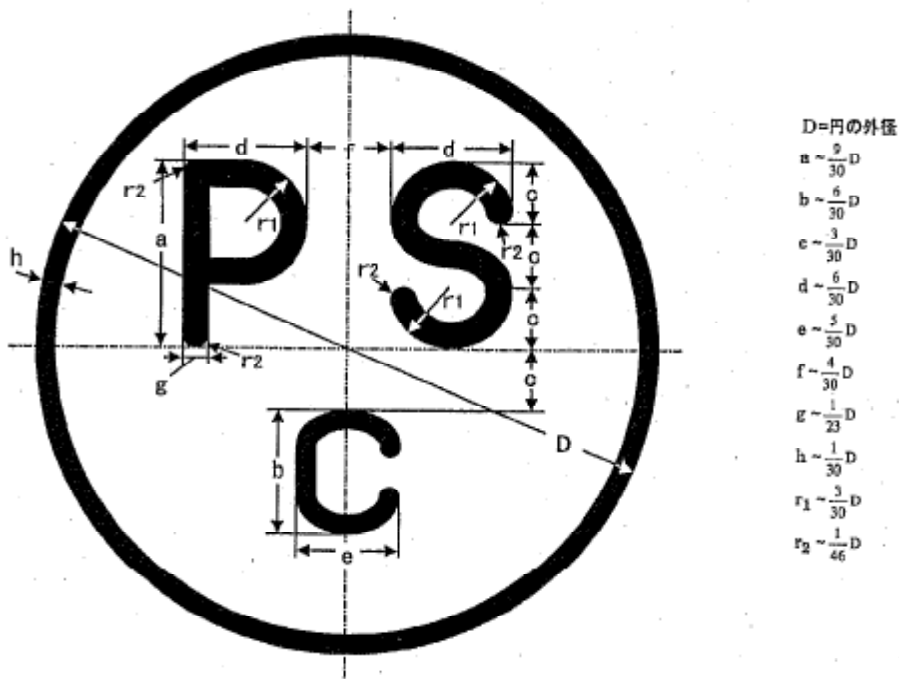
別表第 6 (第 22 条 関係)

(平 12 通産令 195 ・ 全改)



別表第 7 (第 22 条 関係)

(平 12 通産令 195 ・ 全改)



様式第 1 ( 第 4 条第 1 項、第 1 3 条関係 )

特定製品輸出用例外届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ  
つては、その代表者の氏名  
住所

消費生活用製品安全法第 4 条第 2 項第 1 号 ( 第 1 1 条第 1 項第 1 号 ) の規定に  
より、次のとおり届け出ます。

- 1 特定製品の区分並びに構造、材質及び性能の概要
- 2 輸出予定数量
- 3 仕向地及び輸出の時期
- 4 製造する工場又は事業場の名称及び所在地並びに製造又は輸入する者が届出  
事業者である場合には届出の年月日及び特定製品の型式の区分

( 備考 ) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第2（第4条第2項、第13条関係）

特定製品例外承認申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ  
つてはその代表者の氏名  
住所

印

消費生活用製品安全法第4条第2項第2号（第11条第1項第2号）の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 特定製品の区分並びに構造、材質及び性能の概要
- 2 承認を申請する理由
- 3 用途
- 4 製造、輸入又は販売を予定する数量
- 5 使用者が特定している場合は、その者の氏名又は名称及び使用の場所
- 6 製造する工場又は事業場の名称及び所在地並びに製造又は輸入する者が届出事業者である場合には届出の年月日及び特定製品の型式の区分

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第3（第6条関係）

特定製品製造（輸入）事業届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ  
つては、その代表者の氏名  
住所

消費生活用製品安全法第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 事業開始の年月日
- 2 製造（輸入）する特定製品の区分
- 3 当該特定製品の型式の区分
- 4 当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行  
う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）
- 5 消費生活用製品安全法第6条第4号の内容

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第4（第8条第1項関係）

特定製品製造（輸入）事業承継届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ  
つてはその代表者の氏名  
住所

消費生活用製品安全法第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因		
被承継者に関する事項	氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名	
	住所	
	製造（輸入）事業届出の年月日	
	製造（輸入）する特定製品の区分	
	当該特定製品の型式の区分	
	当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）	

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第 5 ( 第 8 条第 2 項第 1 号関係 )

特定製品製造 ( 輸入 ) 事業譲渡譲受証明書

年 月 日

殿

譲り渡した者 氏名又は名称及び法人にあ  
つてはその代表者の氏名  
住所

印

譲り受けた者 氏名又は名称及び法人にあ  
つてはその代表者の氏名  
住所

印

次のとおり特定製品の製造 ( 輸入 ) 事業者の事業の全部の譲渡譲受があつたことを証明します。

- 1 譲り渡した者の製造 ( 輸入 ) 事業届出の年月日
- 2 製造 ( 輸入 ) する特定製品の区分
- 3 当該特定製品の型式の区分
- 4 当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地 ( 輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所 )
- 5 譲渡譲受の年月日

- ( 備考 ) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。  
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第6（第8条第2項第2号関係）

特定製品製造（輸入）事業者相続同意証明書

年 月 日

殿

証明者 氏名  
住所

印

次のとおり特定製品製造（輸入）事業者について相続があつたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 被相続人の製造（輸入）事業届出の年月日
- 3 製造（輸入）する特定製品の区分
- 4 当該特定製品の型式の区分
- 5 当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）
- 6 特定製品製造（輸入）事業者の地位を継承する者として選定された者の氏名及び住所
- 7 相続開始の年月日

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 証明書は、特定製品製造（輸入）事業者の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員が氏名を記載し、押印すること。ただし、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第7（第8条第2項第3号関係）

特定製品製造（輸入）事業者相続証明書

年 月 日

殿

証明者 氏名又は名称及び法人にあ  
つてはその代表者の氏名

印

証明者 氏名又は名称及び法人にあ  
つてはその代表者の氏名  
住所

印

次のとおり特定製品製造（輸入）事業者について相続があつたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 被相続人の製造（輸入）事業届出の年月日
- 3 製造（輸入）する特定製品の区分
- 4 当該特定製品の型式の区分
- 5 当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）
- 6 特定製品製造（輸入）事業者の地位を継承した者の氏名及び住所
- 7 相続開始の年月日

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 証明者は、2人以上とすること。
  - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

特定製品製造（輸入）事業承継証明書

年 月 日

殿

被承継者 名称及び代表者の氏名 印  
住所

承継者 名称及び代表者の氏名 印  
住所

次のとおり分割によつて特定製品の製造（輸入）事業者の事業の全部の承継があつたことを証明します。

- 1 被承継者の製造（輸入）事業届出の年月日
- 2 製造（輸入）する特定製品の区分
- 3 当該特定製品の型式の区分
- 4 当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）
- 5 承継の年月日

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第 8 ( 第 9 条 関 係 )

事業届出事項変更届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ  
つてはその代表者の氏名  
住所

消費生活用製品安全法第 8 条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 変更の内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

( 備考 ) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第9（第11条関係）

特定製品製造（輸入）事業廃止届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ  
つてはその代表者の氏名  
住所

消費生活用製品安全法第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 製造（輸入）事業届出の年月日
- 2 製造（輸入）する特定製品の区分
- 3 廃止の年月日

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第10（第24条、第27条関係）

登録（登録の更新）申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ  
つてはその代表者の氏名  
住所

印

消費生活用製品安全法第16条第1項（第19条第2項において準用する同法第16条第1項）の規定により同法第12条第1項（第19条第1項）の登録（登録の更新）を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 適合性検査を行う特別特定製品の区分
- 2 事業所の名称及び所在地

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第 1 1 ( 第 2 8 条、第 3 4 条関係 )

事業所変更届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ  
つてはその代表者の氏名  
住所

消費生活用製品安全法第 2 1 条 ( 第 3 0 条第 2 項 ) の規定より、次のとおり届  
け出ます。

- 1 事業所の名称及び所在地
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

- ( 備考 )
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
  - 2 3 は新設、移転又は廃止の別及びその理由を記載すること。
  - 3 1 は、変更前及び変更後を対照として記載すること。

様式第 1 2 ( 第 2 9 条第 1 項及び第 2 項、第 3 4 条関係 )

業務規程 ( 変更 ) 届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ  
つてはその代表者の氏名  
住所

消費生活用製品安全法第 2 2 条第 1 項 ( 第 3 0 条第 2 項 ) の規定により、業務  
規程 ( 業務規程の変更 ) を別添のとおり届け出ます。

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

- ( 備考 ) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。  
2 1、2 は業務規程の変更の届出の場合に記載すること。

様式第13（第30条、第34条関係）

業務休止（廃止）届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ  
つてはその代表者の氏名  
住所

消費生活用製品安全法第23条（第30条第2項）の規定により、適合性検査の業務の全部（一部）の休止（廃止）をしたので次のとおり届け出ます。

- 1 休止（廃止）しようとする適合性検査の業務の範囲
- 2 休止（廃止）の年月日
- 3 休止の期間
- 4 休止（廃止）の理由

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第14 ( 第38条関係 )

( 表面 )

		第 号	
消費生活用製品安全法第41条第2項の規定による			
立 入 検 査 証			
写  真		職名及び氏名	
		年 月 日生	
押出ス タンプ		年 月 日交付	
		主務大臣 ( 都道府県知事 )	

( 裏面 )

消費生活用製品安全法抜すい	
( 立入検査 )	
第41条 ( 略 )	
2	主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
3	前2項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
4 ~ 7	( 略 )
8	第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。	
一 ~ 六	( 略 )
七	第41条第1項又は第2項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
八	( 略 )

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 X6301「識別カード - 物理的特性」の 4.5 ID-1 とする。

様式第14条の2（第38条関係）

（表面）

第 号	
消費生活用製品安全法第41条第1項又は第2項の規定による	
立 入 検 査 証	
職名及び氏名	
写  真	年 月 日生
	年 月 日交付
押出 スタンプ	独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長

（裏面）

消費生活用製品安全法抜すい

（立入検査）

第41条（略）

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3（略）

4 主務大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第1項又は第2項の規定による立入検査を行わせることができる。

5・6（略）

7 第4項の規定により機構の職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

8 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～六（略）

七 第41条第1項又は第2項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

八（略）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 X6301「識別カード - 物理的特性」の 4.5 ID-1 とする。

様式第15（第51条関係）

適合性検査についての申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ  
つてはその代表者の氏名  
住所

印

消費生活用製品安全法第51条第1項（第51条第4項）の規定により、国内登録検査機関（外国登録検査機関）が適合性検査を行わない又は適合性検査の結果に異議があるので、適合性検査を行うこと又は改めて適合性検査を行うことを命ずべき（請求すべき）ことを、次のとおり申請します。

- 1 特別特定製品の型式の区分
- 2 申請理由

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第 1 6 ( 別表第 1 関係 )

略称 ( 記号 ) 表示承認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあ  
つてはその代表者の氏名  
住所

印

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の規定により届出事業者 ( 国内登録検査機関又は外国登録検査機関 ) の氏名又は名称に代えて略称 ( 記号 ) を表示することについて承認を受けたいので、次のとおり申請します。

特定製品の区分	略称又は記号に代える事項	略称又は記号

- ( 備考 ) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。  
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第17（別表第1関係）

登録商標表示届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあ  
つてはその代表者の氏名  
住所

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の規定により届出事業者（国内登録検査機関又は外国登録検査機関）の氏名又は名称に代えて登録商標を表示することについて次のとおり届け出ます。

特定製品の区分	登録商標に代える事項	登録商標

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
  - 2 登録商標が登録されていることを確認できる書類を添付すること。